

平成26年（2014年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会会議録

8月15日（金）

午前10時00分 開会

午後 2 時33分 閉会

平成26年8月15日（金曜日）午前10時00分開議

○出席議員

3番、仲宗根宗弘 議員	2番、垣花健志 議員
5番、名嘉清 議員	4番、松田兼弘 議員
7番、赤嶺雅和 議員	6番、佐事安夫 議員
	8番、前田千尋 議員
11番、玉那覇淑子 議員	12番、仲眞功浩 議員
13番、棚原八重子 議員	14番、幸地政和 議員
15番、瀬長 清 議員	16番、宇江原総清 議員
17番、銘苺良二 議員	18番、宮崎豊 議員
19番、新城一智 議員	20番、松長康二 議員
	22番、宮里芳男 議員
23番、岸本洋平 議員	24番、伊敷幸昌 議員
25番、島 勝政 議員	

○欠席議員

1番、上門孝子 議員 9番、嵩西茂則 議員 10番、照屋清秀 議員 21番、比嘉正樹 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	島袋俊夫		
事務局長	森東清正		
総務課	課長 池原善達	副主幹	新垣光信
管理課	課長 外間孝明	副主幹	山内昌直
	主査 宜野座嗣也	主査	上間泉
事業課	課長 岸本久博	副主幹	徳田千賀子
	副主幹 與儀直	副主幹	仲嶺真晶
会計室	室長 謝敷宗規	主査	豊田久乃

○職務のため出席した者

書記	安次嶺美妃
書記	本村拓美

平成26年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

開 会 平成26年8月15日

閉 会 平成26年8月15日 会期1日間

日 程	議 案	番号	
			開 会
1			会議録署名議員の指名について
2			会期の決定について
3			議長諸般の報告
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告
5	同意議案	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について
6	同意議案	2	沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について
7	議 案	6	沖縄県後期高齢者医療広域連合現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について
8	認 定	1	平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
9	認 定	2	平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について
10	議 案	7	平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
11	議 案	8	平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）について
12			一 般 質 問
13			閉会中の継続審査について
			閉 会

(午前10時00分 開会)

○議長(島勝政)

おはようございます。

これより平成26年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(島勝政)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(島勝政)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において17番銘苅良二議員、18番宮崎豊議員を指名いたします。

○議長(島勝政)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会期は、8月15日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって、会期は8月15日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付いたしました議事日程表のとおりであります。

○議長(島勝政)

日程第3、議長諸般の報告を行います。

上門孝子議員、嵩西茂則議員、照屋清秀議員、比嘉正樹議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、7月23日付けで沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付があり、その中には沖縄県後期高齢者医療広域連合代表監査委員及び議会選任監査委員より、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書と平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されており、さらに1月から6月までの例月出納検査の結果がお手元に配付されております。

また、それとあわせて執行部のほうから、平成

25年度一般会計、特別会計の主要施策の成果の説明書も添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長(島勝政)

日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

おはようございます。

それでは、平成26年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が今年の2月14日に開催をさせていただきますので、その日以降、今日までの高齢者医療行政につきまして概要をご報告申し上げます。

まず4月1日に広域連合の定期人事異動がございます。構成市町村から8人の新規職員を迎え入れ、また新たな気持ちで平成26年度をスタートさせております。

次に、全国の後期高齢者医療広域連合協議会が6月4日に東京で開催をされました。

今回の協議会では、当面の課題となる重要な要請文が採択されており、その後に、厚生労働大臣あてに要請を行いました。

要請文の内容ですけれども、まず、保険料の軽減については、現在、毎年度の国の予算督励措置として、低所得者に対する均等割の9割軽減、8.5割軽減及び所得割の5割軽減、さらに被扶養者であった者に対する保険料軽減が実施されております。

これを不安定な毎年の予算特例措置ではなく、国の財源による恒久的な制度とするよう法律改正を求めるとともに、健康診査に対する国庫補助については、事業の確実な実施のための事業費補助金として交付するよう要請いたしました。

さらに、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化については、現在、任意接種に対する助成を行っている市町村や広域連合に混乱がないよう、円滑な移行を図ること、また法定化による国の財政措置を明確化するとともに、実施自治体に過度な負担とならないよう配慮することなどを要請いた

しました。

要請文は、その後、厚生労働副大臣に直接手交いたしました。

次に、先月、7月10日に広域連合の附属機関であります沖縄県後期高齢者医療制度運営懇話会が開催をされております。

懇話会においては、8月議会に提案されております議案等のほか、市町村の平成25年度の保険料収納状況等の説明や、平成23年度より実施しております重複・頻回受診者等の訪問指導事業の実績報告を行いました。

委員の方からは、それぞれ専門的な立場からご意見を伺うことができました。

次に、7月16日には、沖縄県に対して、昨年を引き続き健康診査事業に対する県独自の助成制度の創設を要請しております。

沖縄県における後期高齢者の健康診査の受診率は、平成24年度の28.9%から、平成25年度は目標の30%を超えて、30.5%と前年度に比べ1.6ポイントも伸びております。これは全国の平均と比較いたしましても高い受診率でありまして、県内の市町村努力によるところが大きいものと考えております。

市町村の日頃の長寿健診の取り組みには改めて感謝を申し上げたいと思います。

広域連合は、今後とも市町村と協力して、高齢者の方々の疾病の早期発見、重症化予防に取り組んでまいります。

しかしながら、受診者の増加に伴って、健診の費用も増加しており、現在、国の補助を除く3分の2以上の費用を保険料で賄っている状況でございます。現在の広域連合の限られた財源の中で、これがかなりの負担となっております。

特に平成26年度からは、新たな心疾患早期発見のため、心電図検査を追加項目として実施しており、こうした事業の財源の確保は急務と考えております。

こうした事業費の負担につきましては、国と同様に沖縄県についても3分の1程度の負担を要請するものであります。

今後とも沖縄県に対して、事業に対する財政支援を粘り強く要請してまいります。

以上、これまで広域連合の行政報告の概要を申し上げます。

本日の定例会には、同意議案2件、議案1件、認定議案2件、補正予算2件など、合計7件の議案を提出しております。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、行政報告といたします。

○議長(島勝政)

ただいま連合長より、行政報告が終わりました。

○議長(島勝政)

続きまして日程第5、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連副連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により議会の同意を求めます。

氏名、古堅國雄(与那原町長)。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

おはようございます。総務課長の池原でございます。よろしくお願いいたします。

同意議案第1号についてご説明いたします。

平成26年5月1日付で任期満了により沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長が失職いたしました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任に議会の同意を得る必要がありますので、ご提案いたします。

なお、履歴書等については別に添付してさせていただきますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

続きまして本案に対する討論に移ります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより同意議案第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(島勝政)

続きまして、日程第6、同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により議会の同意を求めます。

氏名、仲間一(金武町長)。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

同意議案第2号についてご説明いたします。

平成26年4月16日付で任期満了により沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長が失職いたしました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任に議会の同意を得る必要がありますので、ご提案いたします。

なお、履歴書等については別に添付してございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

続きまして本案に対する討論に移ります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより同意議案第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(島勝政)

日程第7、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について。

上記の条例を別紙のとおり制定する。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

理由。例規集整備に伴い、用語、用字、仮名使い、送り仮名、句読点及びその他の表記等の整備を図るための条例制定が必要となったためであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定についてご説明いたします。

広域連合の条例規則等につきまして、用語等の精査を実施しておりますが、このたび条例における用語等の統一を図るため、現行の条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で所要の措置をしようとするものであります。

第1条の趣旨規定のほか、第2条では整備の基準として条例で使用する用語は、国の告示等の定めるところに従い、所要の整備を行うことができものとしております。

第3条から第7条では、現行の条例中の「拗音及び促音の取扱い」、「句読点の整備」、「条、項、号等の表示の整備」及び「条文見出しの整備」並びに「別表等に係る整備」についての規定であります。

第9条は、その他の用語等の整備を図る旨の規定でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(島勝政)

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより議案第6号について、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第8、認定第1号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第1号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

ます。

○議長(島勝政)

謝敷宗規会計室長。

○会計室長(謝敷宗規)

皆さん、おはようございます。会計室長の謝敷と申します。よろしくお願ひいたします。

認定第1号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

議案書に添付されています議案説明資料は3ページとなっています。あわせてご参考にしてください。

一般会計歳入決算についてご説明いたします。

議案書15、16ページの歳入決算書をお開きになしてください。

1款分担金及び負担金。市町村負担の共通経費となっています。調定額、収入済額ともに2億3,100万円、対前年度比4.97%、金額にしまして1,092万8,000円の増となっています。

2款国庫支出金。被保険者の保険料低減分に充てる国庫負担金及び補助金となっています。調定額、収入済額ともに911万590円、対前年度比△98.64%、金額にしまして6億6,232万3,025円の減となっています。

内訳で申しますと、1項の国庫負担金の保険料不均一賦課負担金で7万7,931円及び2項の国庫補助金となっています高齢者医療制度円滑運営特例交付金で、6億6,224万5,094円の減になっています。

3款県支出金。均一保険料との差額についての県負担分、保険料不均一賦課負担金となっています。調定額、収入済額ともに911万590円、対前年度比△0.85%、金額にしまして7万7,931円の減となっています。

4款財産収入。後期高齢者医療制度臨時特例基金の決算及び定期利息となっています。調定額、収入済額ともに53万9,998円、対前年度比△23.63%、金額にしまして16万7,114円の減となっています。

5款繰越金。前年度の収支残高の剰余金をそのまま繰り越しています。調定額、収入済額ともに821万1,411円、対前年度比△69.77%、金額にしまして1,895万1,335円の減となっています。

6款諸収入。預金利子及び雑入となっています。調定額、収入済額ともに1万6,961円、対前年度比△84.21%、金額にしまして9万426円の減となっています。

一般会計歳入決算合計は、調定額2億5,798万9,550円に対する収入済額は、同額の2億5,798万9,550円、前年度額9億2,867万1,381円と比較しまして△72.22%、金額にしまして6億7,068万1,831円の減となっています。これは主に2款の国庫支出金となっています高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を平成24年度において、平成25年度分の6億6,224万5,094円を前もって交付、受け入れたことが主な要因となっています。

予算現額に対する収納率は99.68%、対調定額で100%となっています。不納欠損額及び収入未済額についてはありません。

17、18ページをお開きになしてください。

一般会計歳出決算についてご説明いたします。

1款議会費。予算現額436万円に対しまして、支出済額は204万5,343円、対前年度比△0.18%、金額にしまして3,607円の減となっています。不用額は231万4,657円。9節旅費の197万4,320円が主な不用額となっております。

2款総務費。予算現額2億3,372万6,000円に対しまして、支出済額は2億2,021万5,378円、対前年度比△75.53%、金額にしまして6億7,981万8,600円の減となっています。これは先ほどの歳入2款国庫補助金の臨時特例交付金で平成25年度分を前年度に交付があったことに伴う25節の臨時特例基金への積立金で、前年度より6億6,241万2,208円減となったことが主な事由となっています。

不用額は1,351万622円、2節の給与と3節の職員手当の計1,170万5,319円が主な不用額になっています。

3款民生費。国及び県支出金となっています。保険料不均一賦課負担金を全額特別会計への繰出金となっています。予算現額1,930万円に対しまして、支出済額は1,822万1,180円、対前年度比△0.85%、金額にしまして15万5,862円の減となっています。不用額は107万8,820円になっています。

4款公債費。費目存置で支出はありません。

5款予備費。予算現額143万9,000円で支出はありません。全額不用額になっています。

一般会計歳出決算合計は、予算現額2億5,882万6,000円に対しまして、支出済額2億4,048万1,901円、前年度額9億2,045万9,970円と比較しまして、△73.87%、金額にしまして6億7,997万8,069円の減となっています。

これは2款の臨時特例基金への積立金が主な事由で、先ほどの歳入におきまして、国庫補助金高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の6億6,224万5,094円を前年度で交付受入れによる減となっています。翌年度への繰越額はありせん。不用額は1,834万4,099円で、1款議会費の231万4,657円及び2款総務費の1,351万622円が主な不用額になっています。

予算の執行率は92.91%、歳入歳出差引残高は1,750万7,649円になっています。

12、13ページに一般会計決算総括表、19ページより34ページまでは、歳入歳出決算事項別明細書、36ページは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支に関する調書となっています。

37ページは、財産に関する調書で、公用車の保有台数、基金の種類とその残高及びリース契約物件の状況。

38ページに基金の運用状況に関する調書といたしまして決算年度中における基金の増減高及び年度末残高が示されています。

なお、決算の附属書類といたしまして、81ページより86ページにかけて、監査委員の決算審査意見書を、87ページより89ページには、一般会計主要施策の成果の説明及び議案説明資料の後ろにあります総務課資料①の(4)としまして、4ページに不用額調べを添付してありますので、あわせてご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(島勝政)

ただいま会計室長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「休憩をお願いします」と言う者あり)

休憩いたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

質疑ありませんか。

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

1点だけ質疑いたします。

国庫支出金が大幅に減額になって△98%の執行率ですけれども、不均一の保険料が国からの負担金がなくなったということで、その対象市町村が6市町村でありますけれども、市町村の名前とそれから各市町村ごとの金額がどれぐらいになるのかということをお明らかにしてほしいと思います。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

おはようございます。管理課長の外間と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それではお答えします。

6市町村の負担額、まず宮古島市が1,533万2,118円、渡嘉敷村28万1,078円、粟国村35万7,416円、南大東村31万916円、伊是名村56万8,776円、竹富町137万874円、合計1,822万1,180円です。

こちらの数字ですが、議会全員協議会の管理課資料の26ページをお開きください。こちらに平成25年度の各市町村ごとの内訳(決算額)を示しております。以上でございます。

○議長(島勝政)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

これは今6市町村を合計しても2,000万円ちょっと、実際には6億円増えたということでありませぬけれども、その違いはどこですか。

○議長(島勝政)

森東清正事務局長。

○事務局長(森東清正)

少し概略の説明です。6億円というのは、今、国が7割、5割、2割で保険基盤は国保と同様の制度をやっています。それに国が上乗せして、9割、8.5割とか、被扶養者の軽減、この部分のトータルが6億円という特例に入ってきているお金なんです。

今、議員がご質問なされている不均一保険料とは全く別の制度でございます。

ですから、6億円とは関係ないということになります。

(「休憩をお願いします」と言う者あり)

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○議長(島勝政)

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、認定第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長(島勝政)

続きまして、日程第9、認定第2号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第2号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成

25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

謝敷宗規会計室長。

○会計室長(謝敷宗規)

認定第2号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、特別会計の歳入決算についてご説明いたします。

議案書の44、45ページをお開きになってください。議案説明資料は5ページとなりますので、ご参考にしてください。

1 款市町村支出金。市町村抛出の事務費、療養給付費、市町村を通じて納付されます被保険者からの保険料及び低所得者等の保険料軽減分に係る県と市町村の公費補填分となっています。調定額208億5,943万5,570円に対しまして、収入済額205億5,133万544円、対前年度比2.92%、金額にしまして5億8,234万6,299円の増となっています。不納欠損額は、2目の保険料の2,014万8,243円で、主に生活困窮及び被保険者等死亡によるものとなっています。収入未済額は3億1,182万5,180円、2目の被保険者の保険料となっています。

還付未済額は、2目1節現年度保険料の2,365万4,664円と、2目2節過年度保険料の21万3,733円の計2,386万8,397円となっています。

2 款国庫支出金。国庫分の療養給付費負担金や高額医療費負担金及び調整交付金や健診事業費等の補助金となっています。調定額、収入済額ともに418億5,276万1,614円、対前年度比4.46%、金額にしまして17億8,550万1,971円の増となっています。

3 款県支出金。県分の療養給付費負担金及び高額医療費負担金となっています。調定額、収入済額ともに102億4,246万1,813円、対前年度比0.23%、金額にしまして2,390万9,062円の増となっています。

4 款支払基金交付金。国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険者からの支援金となっています。調定額、収入済額ともに525億2,345万9,000円、対前年度比5.36%、金額にしまして26億7,362万円の増となっています。

5 款特別高額医療費共同事業交付金。これは著しく高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合で支え合う制度で、国民健康保険中央会に負担金を拠出し、発生分に応じて国民健康保険中央会より交付されます。調定額、収入済額ともに3,403万6,724円、対前年度比1.50%、金額にしまして50万2,851円の増となっています。

6 款財産収入。保険給付費等準備基金の決算及び定期利息となっています。調定額、収入済額ともに122万3,761円、対前年度比15.76%、金額にしまして16万6,584円の増となっています。

7 款寄附金。費目存置で収入はありません。

8 款繰入金。一般会計及び基金からの繰入金となっています。調定額、収入済額ともに15億5,537万4,145円、対前年度比2.01%、金額にしまして3,057万3,914円の増となっています。

収入内訳といたしまして、1 項の一般会計繰入金として、国・県の保険料不均一賦課負担金1,822万1,180円と2 項の基金繰入金として保険給付費等準備基金より6億2,910万2,000円及び臨時特例基金より9億805万965円の計15億3,715万2,965円を基金繰入金として繰り入れています。

9 款繰越金。前年度の収支差引残高の剰余金額となっています。調定額、収入済額ともに45億1,632万6,730円、対前年度比148.48%、金額にしまして26億9,872万9,547円の増となっています。

10 款諸収入。被保険者からの延滞金や返納金、第三者納付金及び預金利子等となっています。調定額1億4,865万6,956円に対しまして、収入済額は1億4,175万2,354円、対前年度比16.87%、金額にしまして2,046万5,077円の増となっています。収入未済額は690万4,602円で、3 項5 目1 節の被保険者からの返納金となっています。

特別会計歳入決算合計は、調定額1,317億3,373万6,313円に対しまして、収入済額は1,314億1,872万6,685円、前年度額1,236億291万1,380円と比較しまして前年度比6.32%、金額にしまして78億

1,581万5,305円の増となっています。

これは1 款の市町村、2 款の国庫支出金及び4 款の支払基金交付金並びに9 款の前年度繰越金で対前年度額より77億4,019万7,817円と増えたことが要因となっています。不納欠損額は2,014万8,243円、生活困窮及び被保険者死亡等の事由による1 款2 目の保険料等負担金となっています。

収入未済額については、1 款の被保険者保険料の3億1,182万5,180円と10 款諸収入における3 項雑入5 節被保険者からの返納金690万4,602円の計3億1,872万9,782円となっています。還付未済額については、1 款1 項2 目の現年度分保険料及び過年度分保険料の計2,386万8,397円となっています。なお、予算現額に対する収入率は102.11%、対調定額では99.76%となっています。

次に、特別会計歳出決算についてご説明いたします。46、47ページをお開きになってください。議案説明資料は7ページになっています。

1 款総務費。予算現額4億1,325万2,000円に対しまして、支出済額は4億488万10円、対前年度比△12.60%、金額にしまして5,834万9,506円の減となっています。

不用額は837万1,990円。1 項1 目13 節の委託料で296万8,511円と同14 節使用料及び賃借料の134万9,065円が主となっております。

2 款保険給付費、保険医療機関等への医療給付費及び被保険者への高額療養給付費等となっています。予算現額1,232億3,007万9,000円に対しまして、支出済額は1,230億1,766万6,994円、対前年度比5.12%、金額にしまして59億8,878万3,787円の増となっています。不用額は2億1,241万2,006円。1 項の療養諸費の1億9,907万5,086円が主ですが、執行率は99.83%になっています。

3 款県財政安定化基金拠出金。保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や予想以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うために県に設置された基金への拠出金となっています。

予算現額1億1,087万4,000円に対しまして、支出済額は1億909万1,801円、対前年度比△1.61%、金額にしまして178万1,575円の減となっています。不用額は178万2,199円になっています。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金。歳入 5 款の特別高額医療費共同事業交付金に対する事業費と事務費の拠出金で、国民健康保険中央会において算出されます。予算現額4,894万2,000円に対しまして、支出済額は4,608万4,381円、対前年度比△9.91%、金額にしまして506万9,685円の減となっています。不用額は285万7,619円になっています。

5 款保健事業費。被保険者の健康診査及び健康増進事業費等に要した費用となっています。予算現額 3 億3,334万6,000円に対しまして、支出済額は 3 億2,657万2,028円、対前年度比8.37%、金額にしまして2,523万5,319円の増となっています。不用額は677万3,972円、主な不用額としては、2 目のその他健康保持増進事業費補助金の411万3,053円となっています。

6 款基金積立金、保険給付費等準備基金への積立金となっています。予算現額 7 億5,122万4,000円に対しまして、支出済額は 7 億5,122万3,761円、対前年度比16.28%、金額にしまして 1 億516万6,584円の増となっています。不用額は239円になっています。

7 款公債費。費目存置で支出はありません。

8 款諸支出金。国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっています。予算現額30億5,464万4,000円に対しまして、支出済額は30億4,379万7,718円、対前年度比527.52%、金額にしまして25億5,874万7,119円の増となっています。不用額は1,084万6,282円になっています。

9 款予備費。予算現額 7 億6,533万4,000円、支出はありません。予備費充用額は、2 款の保健給付費へ224万円、6 款基金積立金へ65万5,000円及び 8 款の諸支出金へ6,000円の計290万1,000円を充用しています。

特別会計歳出決算合計は、予算現額1,287億769万6,000円に対しまして、支出済額は1,276億9,931万6,693円、前年度額1,190億8,658万4,650円と比較しまして7.23%、金額にしまして86億1,273万2,043円の増となっています。これは 2 款保険給付費で59億8,878万3,787円及び 8 款の償還金等で25億5,874万7,119円の増が要因となっています。

翌年度への繰越額はありませぬ。不用額は10億837万9,307円となっておりまして、2 款保険給付費の 2 億1,241万2,006円及び 9 款予備費の 7 億6,533万4,000円が主な不用額となっています。

予算執行率は99.22%で、歳入歳出差引残高は37億1,940万9,992円になっています。

41、42ページに特別会計決算総括表、48ページより75ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、77ページには歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支に関する調書となっています。

一般会計決算と同じものですが、78ページに財産に関する調書、79ページに基金の運用状況に関する調書、80ページに補助金に関する調書、81ページより86ページにかけては監査委員の決算審査意見書、90ページより93ページにかけては特別会計主要施策の成果の説明を、また、議案説明資料の後ろのほうに総務課資料①の(4)としまして、5、6 ページに不用額調べを添付してありますので、あわせてご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(島勝政)

ただいま会計室長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「休憩してもらえますか」と言う者あり)

○議長(島勝政)

休憩いたします。

10分間、暫時休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

何点か考えられますけれども、1 点だけ質問いたします。

監査の意見書の中で、滞納者が非常に多いと。滞納者の問題でもいろいろあるからということで、こちらに書いてあるのを読んでみますと、「保険料の未収入、収入未済額が 3 億円余りある。これについては市町村の業務ではあるけれども、財政運

営を担う広域連合としても、関係市町村と連携を図り滞納者に対する十分な実態調査を行う」と。

そして「債権の管理等の収納率の向上に努められたい」とありますけれども、確かに滞納している皆さん方というのは、これは年金で差し引き、天引きでありますから、滞納というのはなかなかないと思うのですけれども、そこにあるのは年金で引かれない皆さん、要するに収入がほとんどないか、あるいは少ない、そういう皆さん方になると思うのですけれども、「その実態調査を行い」とありますけれども、これは具体的にどういうふうにやったかどうか、やる意思、計画はあるのかということを開きたいと思えます。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。市町村からいただいている資料を基に報告いたします。

滞納者の数は、平成20年度滞納者数が5人、平成21年度23人、平成22年度52人、平成23年度280人、平成24年度657人、平成25年度1,657人、合計2,674人です。

市町村からは数値だけの、いただいた数値となっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

年次別にしてもらったんですけれども、不能欠損については実態調査がきちっと行われて報告もされて、その理由の内訳とかを市町村別に出されております。

ただ、不能欠損は終わったもので、確かに死亡とか、いろいろな形で少ないですけれども、実際に滞納していくという事態が、当初は数名から始めてだんだん増えてきて、25年度は1,600名もいたと。そういう実態は、なぜこれだけの人数になっているのか、市町村ごとにはどうなっているの

かということなど、実態調査が監査の意見書の中にもきちっと書かれていて、これはよくないことだというふうに出ていますので、そこはどうか。

私が先ほど聞いたのは、実態調査をやったのか、それともやる計画はあるのかということで聞いたので、その中身は当然報告もされたんですけれども、それをもう一度答弁をお願いします。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

実際のところ、まだ調査のほうはやっておりません。今後、滞納、収納対策に関しましては、広域のほうで課題をもって取り組んでいきたいと思えます。以上でございます。

○議長(島勝政)

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

議案に反対者の質疑を許します。

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

認定第2号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行いたいと思えます。

まず、後期高齢者医療制度は、広域連合という形ですべての市町村県でつくられております。

つくられた当初から多くの皆さん方から反対がありました。特にお年寄りの皆さん方は自分たちを後期高齢者と差別するのか。医療に対しても、それからいろいろな言葉に対しても、年齢で差別していくのかということ非常に怒りをもって訴えておられました。

民主党政権が立ったときも、この医療制度は廃止をするんだということで、多くの国民から賛同を得られて民主党政権になりました。

しかし、残念ながらその後、廃止するということが立ち消えになって、そのものさえなくなっているわけであります。

しかし、実際この部分を見ても、医療制度の部分、それから人権の問題など含めてやっぱり制度上の欠陥があることは間違いありません。そういう面で、その立場を基本として、私は常に後期高齢者医療制度そのものをなくしていくという立場での、今まで多くの皆さん方から言われていることでもありますので、その基本にしております。

特に今年度(25年度)の場合でも、沖縄の場合にも不均一の医療保険料という形で、この5年間という形でやられてきましたけれども、これが終わりました。

しかし、この不均一の医療の地域の6市町村の皆さん方が、実際に医療そのものがよくなったのかということと変わらない。医療は変わらないのに保険料だけ同じように取っていくということ自体もおかしいし、今回でこれは終わりましたという形での報告であります。そういう面では、いろいろな制度の改善はやってまいりましたけれども、残念ながら基本的なところで十分になされていないというのがあります。

それから、短期証の問題、それから先ほど出されていました保険料の滞納者に対する短期証、あるいは未更新という部分がだんだん増えてきておりますし、そういう面からもこの制度に対して多くの皆さん、実際に起こっていることは悪くなってきているということでもあります。

そういう面で、私としてはこれを早目になくして、市町村と一緒に、市町村で実際に行われる今までの老人保健制度というものに返していくべきだという立場であります。

今度の決算書を見ましても、特に長寿健診などで行う場合でも、少ない受診率、これがだんだん市町村も一緒になって頑張ってきて引き上げられたという報告がありました。

しかし、これはどっちみち制度にしても、市町村にすれば、本格的に力を入れてやっていくということではちょっと弱くなっているという部分で、あれは後期連合のものだという形でやられて、当初はそういう形でやって、そうではないよと、自

分たちの市町村のお年寄りの問題だということでも取り組んできたということが大きく長寿健診にもつながってきた、受診率を上げることにつながってきたと思うんですけども、しかし、まだまだそういう面では連携が不十分だということです。保険料に関してもそういう面では非常に欠陥の部分があるという立場で反対ということです。

議員の皆さん方の賛同、ご協力をお願いいたします。反対討論といたします。

○議長(島勝政)

次に議案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより認定第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(島勝政)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長(島勝政)

日程第10、議案第7号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第7号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億4,023万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,051万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、『第1表歳入歳出予算補正』による。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさ
せますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し
上げます。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第7号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合一般会計補正予算(第1号)について、ご
説明いたします。

歳入歳出とも9億4,023万9,000円を追加して、
総額11億8,051万1,000円とするものであります。

詳細につきましては議案書103、104ページから
の事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入です。

2款国庫支出金2項1目2節高齢者医療制度運
営臨時特例交付金として、9億2,273万2,000円を
増額補正いたします。これは今年度の保険料軽減
に充てるための財源となります。

5款繰越金。先ほど決算で説明いたしました実
質収支額を前年度繰越金として1,750万7,000円を
増額補正いたします。

次に歳出について、105、106ページをお開きく
ださい。

2款1項1目2節償還金。前年度繰越金1,750
万7,649円を全額市町村共通経費精算金として償
還いたします。

25節積立金。後期高齢者医療制度円滑運営臨時
特例基金積立金9億2,273万2,000円です。歳入で
見込んだ額をそのまま基金積立金として歳出した
します。

以上が一般会計補正予算の説明となります。ご
審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(島勝政)

ただいま総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いた

します。

○議長(島勝政)

これより、本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いた
します。

○議長(島勝政)

これより議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第11、議案第8号、平成26年度沖縄県後期
高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)に
ついてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第8号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別
会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞ
れ38億1,499万3,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ1,367億4,244万9,000円
とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当
該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、『第1表歳入歳出予算補正』による。

平成26年8月15日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさ
せますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し
上げます。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

議案第8号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

歳入歳出とも38億1,499万3,000円を追加して、総額1,367億4,244万9,000円とするものです。

詳細につきましては、議案書116、117ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

歳入です。1款市町村支出金1項3目療養給付費負担金2節、過年度分として9,127万1,000円の増額補正です。市町村療養費負担金の不足分となっております。

2款国庫支出金2項3目保険者機能強化補助金431万2,000円の増額補正です。これは市町村保険料収納対策に係る補助金であります。

9款繰越金37億1,940万8,000円。先ほど決算で説明した実質収支額を前年度繰越金として増額補正いたします。

10款諸収入1節返納金2,000円。健康増進事業補助金の市町村からの返納金です。

次に歳出について、118、119ページをお開きください。

1款総務費1項1目23節償還金、市町村共通経費清算金976万4,000円。市町村への償還金です。

121ページをお開きください。

2項1目19節負担金、補助及び交付金431万2,000円。保険料収納対策補助金として今帰仁村と金武町へ補助いたします。

122、123ページをお開きください。

6款基金積立金1項1目25節7億8,000万円。平成25年度の収支額、精算後の残額の2分の1強を保険給付費の財源に充てるため積み立ていたします。

124、125ページをお開きください。

8款諸支出金1項2目23節償還金21億6,120万5,000円。療養給付費高額医療費等の市町村、国、県への償還金、支払基金への償還金、国保連合会の精算金に伴う市町村償還金等々となっております。

3目還付加算金80万円。保険料還付に係る還付加算金であります。

126、127ページをお開きください。

9款予備費8億5,891万2,000円、剰余金を予備的経費として増額いたします。

以上が特別会計補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

○議長(島勝政)

ただいま総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより議案第8号について、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

日程第12、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。順次発言を許します。

松田兼弘議員、登壇お願ひします。

○松田兼弘議員

ハイサイ、元気よくまいりましょう。

本日は、本県の長寿県の復活を目指し、高齢者

の医療福祉の向上を目指して質問をいたします。

質問に入る前に若干の入れ替えがあります。

大きい柱の長寿健診、歯科健診のところの部分で、介護要望等についてという部分は私のミスで、前の(2)の保健指導の②の部分に訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

では、始めます。

保健指導事業について伺います。

1. 人生の先輩方の高齢者は戦前、戦中、戦後の苦難の時代に身を粉にして働き、家庭と社会のために尽くした方々でございます。後期高齢者医療制度広域連合は、こうした高齢者に適切な医療給付が必要な保健事業を実施する努力義務とされており、高齢者の病気の早期発見と早期治療を通して、本人の残存能力を落とさず介護予防につながり合わせて医療費抑制につながると思います。

高齢者の尊厳をもった対応を求め、保健事業の進捗状況を伺います。

(1)長寿健診について。

①平成23年～25年の実績の成果と今後の課題について伺います。

広域連合と市町村担当者との連携と円滑な運営等について、伺います。

(2)保健指導について。

①頻回受診等の指導で受診抑制がないか危惧されております。

高齢者の心身に気遣い、尊厳をもった保健指導を求めます。

②として、保健指導は介護予防等本人の残存能力を落とさないという成果が出されております。

次に、長寿健診への歯科(口腔)健診等の導入を求めます。その進捗状況を伺います。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

事業課長の岸本です。よろしくをお願いします。

松田議員の一般質問にお答えいたします。

質問1. 長寿健診について。

(1)平成23年度から25年度の実績の成果と今後の課題は。

広域連合と市町村担当者との連携など、円滑な運営ができてきているかを伺うについてお答えいたし

ます。

お手元に配付されております一般質問関連資料の1ページをご覧ください。

実績について、平成23年度長寿健診の受診率28.3%で前年度と比較すると1.6ポイントの増と全国11位となっています。平成24年度は受診率28.9%で0.6ポイントの増、同じく11位。平成25年度は受診率30.5%で1.6ポイントの増でございます。

全国平均受診率との比較ですが、平成25年度は22.7%で7.8ポイント上回っております。全国9位と順位を上げ、全国でも上位でございます。

なお、今年度の当初目標値は、受診者3万8,453人、受診率31.2%でございます。

年度ごとの対象者、受診者数などの詳細については、資料をご覧ください。

未受診者への受診勧奨通知や市町村との受診率向上対策に向けての意見交換会など、取り組みが少しずつ受診率の伸びにつながっていると思われ

ます。また、長寿健診結果や、レセプトデータから疾病分析を行い、貧血検査や腹囲、心電図検査を検査項目として追加しています。今後、成果を見ていきたいと思

います。課題について、1点目に、健診受診者の動向を検証するとリピーター率が毎年約60%である状況から、健診未受診者の方に対する受診勧奨が必要だと考えております。

2点目に、市町村や地域の疾病の特徴、傾向などの分析が課題として挙げられます。

市町村担当者との連携については、市町村担当者会議で健診事業に関する議題を設け、実施状況を説明し、必要に応じ情報提供を図っています。市町村の協力により健診事業の運営は円滑に実施されていると理解をしております。

そのほか、健診結果から被保険者への健康指導を図るため、平成23年度から、健診結果速報値の提供と健診結果のデータを経年的に確認できるシステムを活用しています。

質問(2)保健指導について。

①頻回受診等の指導で受診抑制はないかと危惧される。高齢者の心身に気遣い、尊厳をもった保

健指導を求めることについてお答えいたします。

重複・頻回等訪問指導事業では、まず訪問対象者への通知や電話連絡する際には、健康づくりの手助けをするためにお伺いすることを伝えます。実際の訪問健康相談では、経験豊かな健康相談員が、温かい人間関係の構築を前提に、1人1人の健康状態や生活状況を被保険者とのお話の中で引き出しながら、それぞれに合った健康指導や精神的なバックアップや必要とする介護保険、福祉制度の情報提供を行っています。被保険者のセルフケア能力の向上や疾病予防、重篤医療や要介護状態への移行を未然に防ぐことにより、入院率の低下や適正な受診行動を促すことを目指しています。

②長寿健診の歯科(口腔)の導入を求める。

介護予防等、本人の残存能力を落とさないなどの成果が報告されております。進捗状況を求めるについてお答えします。

当広域連合としましても、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診は重要であると考えておりますが、事業を検討する上で、まず、6月に実施されました全国広域連合の歯科健診のアンケート調査から実施主体の状況、健診対象者、健診項目の実施方法、費用などの調査結果の分析を現在行っております。

特に財源の確保が優先課題でございます。健診費用の自己負担額を除く3分の1は国が補助しますが、残る財源をどうするか検討が必要です。

例えば、被保険者から徴収する保険料、もしくは国(県)、市町村、広域連合それぞれの負担としていくのか、または被保険者の自己負担を求めるのかなど、検討、協議を行うための十分な期間を必要とします。また、被保険者の理解や市町村の実施体制の協力を得ることも最重要だと考えております。

今年度は、他の広域連合の実施状況の情報収集を図るため、9月中旬に先進地である鹿児島県の視察を予定しております。

歯科健診事業のこれまでの取り組みの状況の中で、課題や費用対効果、実施方法などを調査し、参考にしていきたいと思っております。

そのほか、市町村や被保険者代表者等、関係機関の意見を求めていきたいと考えております。以

上でございます。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

再質問していきます。

長寿健診について、各市町村の部分で長寿県を取り戻すという部分では、各市町村の意気というのを感じています。具体的に高齢者の健康を守っていく、寝たきりにさせないと。引き続き介護も含めて今後の余生を含めて、生き生きとさせていくという部分では、その辺は各市町村との連携が必要だと思います。確かに具体的に現場の人たちとかの部分というのは、年度ごとに評価をしていきたいと思っておりますので、引き続きやってほしいなと思っております。

30%をもう一段落ランクを上げていけないかという部分が、何でかという部分があるので、引き続きやってほしいなと思っております。

お答えの中に具体的にレセプトとかの部分でのお話が出てこなかったんですけども、資料の中で一定の部分が出てきているんですけども、そういう部分でしっかりとしたものをやってほしいなと思っております。

次に進めます。

保健指導については、具体的にどうしても年を重ねてくると疾病も増えてくると。機能的にもお話が聞こえないとか、難聴とかという部分でコミュニケーションがなかなかやれないと、これも年齢的な部分で医学的にしょうがないというものがあるんですけども、その辺については人間の尊厳という部分での指導のあり方ということが言われています。

後期高齢者の保健事業についての検討会ということの中で、生活の質の向上を図るということでの伸ばすということと、あと社会的とかかわりという部分の指針がありますよね。その辺での対策についての皆さんの考え方、指導方針の中でも皆さんはどういうふうに本件に対する取り組み方についての一定の方針とか、検討に出された部分での、どういうふうにこれに基づいて本県での取り組みをするかということ、その辺での取り組みの方針とかをもっていましたら、その辺のお答え

できましたらよろしく申し上げます。いかがでしょう。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後0時03分 休憩)

(午後0時03分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

保健指導の方針、取り組みについてでございますが、松田議員がおっしゃるとおり、高齢者になりますとさまざまな疾病に関して重篤化になります。その意味で保健事業は大切な事業であります。今後、いろいろな事業を展開する上で、例えば重複・頻回受診とかは介護を要するということになりますと市町村の保健師と連携をして、または報告をしてお互いに情報を共有しております。

今後そういった部分についても、ぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

この部分についてあえて再答弁をお願いしたのは、指導方針の中で具体的に40歳~74歳の皆さんと同様に一律的に、その辺の指導は慎みなさいという特別に高齢者の皆さんについては、特段の指導を本人の状況に合わせてやってほしいという方針なんですよ。そのへんを具体的に改めて人間の尊厳をもってという部分でということで、改めてそういう内容、私の思いを含めて高齢者のおかれている現状も含めてということですので、そういう方向で事業を進めてほしいということをつけ加えておきます。

次に、具体的に長寿健診の歯科健診について、最後に伺います。

この間、心電図検診を導入したということで、多くの皆さんに実施中ということで喜ばれております。そういう形で高齢者の健康づくりを増進しているというのが重要だと思います。今、全国的に口腔の部分での予防も含めて言われております。

介護の部分、転倒防止とかも含めて潜在的に伸ばしていくという中で、この事業も含めて大切にしたいということもありますので、具体的にやってほしいなと思います。

最後に、どうしても予算の伴うことをございます。最後に連合長の決意を、具体的に歯科健診の、県内歯科医師の先生方も一生懸命です。その辺も含めてどうしてもいろいろな形で最後は、これ以上高齢者の負担をとるわけにはいきませんので、県、国にその辺で財源的な裏付けをしっかりと求めていくと。高齢者の部分も含めての長寿健診化するという部分で、この分野でもということです。最後に連合長の決意を伺って、私は終わります。連合長、お願いします。

○議長(島勝政)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

いつも高い関心を示していただきまして、松田議員には心から感謝を申し上げます。

高齢者の皆様方の健康維持、長寿、健康増進ということもありまして、先ほどこの議会でも再三再四、多くの議員からご提言も出ておりますが、この件につきましても、先ほど事業課長がご答弁申し上げましたとおり、各市町村と連携を密にしながら、各市町村の体力等々、サービス提供の状況等もありますので、そこら辺も勘案しながら情報交換しながら、今後の対応策につきましては、前向きに検討を重ねていきたいということで、ご答弁させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○議長(島勝政)

これをもって松田兼弘議員の一般質問を終わります。

○議長(島勝政)

午前の会議はこれで終わり、午後の会議は午後1時から再開いたします。

暫時、休憩いたします。

(午後0時09分 休憩)

(午後1時 再開)

○議長(島勝政)

午前に引き続き一般質問を行います。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出の前田千尋です。午後一番ですが元気よく行ってきたいと思えます。

それでは通告書に基づいて質問を行います。

まず初めに被保険者の実態についてです。

(1)直近の保険料滞納者とその割合、短期保険証発行数、未更新の被保険者数、資格証発行数について、前年度との比較を聞きたいと思えます。

(2)限度額適用、標準負担額減額認定証について、交付人数が増加していることに対してどのように分析しているのでしょうか。当局の見解を聞きます。

(3)短期証の有効期限について、沖縄県広域連合では、原則2カ月の方針をとっています。

しかし、国民健康保険制度では、世帯主が保険税を滞納していても、18歳以下の子どもたちには最低でも有効期限6カ月の保険証を交付しています。高齢者の命と健康を守る立場から、県広域連合の短期証有効期限に関する方針を改めるべきです。見解を聞きます。

(4)保険料が払えず滞納し、財産などの差し押さえを受けた高齢者は何人いるのでしょうか。実態を聞きます。

次に、障がい認定者の実態についてです。

(1)65歳以上75歳未満の障がい認定者、被保険者の現状と増減の理由について聞きたいと思えます。

(2)後期高齢者医療か国民健康保険かを選ぶ、選択できるんですけども、そういったものに対して選択する理由をどう分析しているのか聞きたいと思えます。

残りの時間は自席にて再質問を行います。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

それでは、前田議員のご質問にお答えいたします。

質問事項1.被保険者の実態について。(1)直近の保険料滞納者とその割合、短期保険者証発行数、未更新の被保険者数、資格証発行数について、前年度との比較を問うにつきまして、お答えいたします。

お手元の一般質問関連資料9ページをお開きください。

平成26年8月1日現在の保険料滞納者数が2,068人で前年度2,389人と比較しまして、321人の減、率にしまして13.44%の減。続きまして、一般質問関連資料10ページをお開きください。平成26年5月末現在、短期保険者証発行数は223人で、前年度221人と比較しまして2人の増、率にしまして、0.9%の増となっております。

未更新被保険者数は239人で、前年度381人と比較しまして142人の減、率にしまして37.27%の減、資格証発行数は前年度同様発行しておりません。

次に質問事項1の(2)限度額適用・標準負担額減額認定証について交付人数が増加していることに対してどのように分析しているか、当局の見解を問うにつきましてお答えいたします。

まず、呼称につきまして名称が長いため「減額認定証」と省略させていただきます。

一般質問関連資料12ページをお開きください。

平成26年3月末の減額認定証の交付人数が2万7,367人で、前年度と比較しまして、1万1,991人の増、率にしまして、78.0%の増となっております。

これまで当該減額認定証につきましては、被保険者が市町村窓口に出向き申請をする必要がございましたが、平成25年度に標準システムがバージョンアップされまして、当広域連合による一部職権認定を実施した結果によるものであります。

また、毎年の被保険者証の年次切り替えのチラシに説明を盛り込んだり、公共施設や医療機関などへもポスターを配付して、被保険者への周知についてご協力をいただいておりますので、その効果も表れてきているのではないかと推測されます。

被保険者の市町村窓口申請の軽減や制度に対してご理解をいただき、結果として交付人数の増加につながっていると分析しております。

次に、1の(3)短期証の有効期限について、沖縄県広域連合では、原則2カ月の方針をとっている。しかし、国民健康保険制度では、世帯主が保険税を滞納しても、18歳以下の子どもたちには最低でも有効期限6カ月の保険証を交付している。高齢者の命と健康を守る立場から、県広域連合の短期

証有効期限に関する方針を改めるべきである。見解を問う。につきましてお答えいたします。

議会全員協議会管理課資料②34ページをお開きください。

平成26年5月末現在におきまして、短期保険証を発行している市町村は21市町村で、短期保険証の交付人数は223人となっております。

内訳としまして、有効期限が1カ月未満の人数は11人、1カ月から2カ月未満は111人、2カ月から3カ月未満は87人、3カ月から4カ月未満は7人、4カ月から5カ月未満は6人、5カ月から6カ月未満は0、6カ月以上の人数はお1人となっております。

沖縄県後期高齢者医療短期保険者証交付要綱第3条では、「短期被保険者証の有効期限は、原則2カ月とし、納付相談の結果、必要に応じ別の有効期限を定めることができるものとする」と規定されております。

短期保険者証の発行の目的は、滞納者との接触の機会を増やし、生活の実態把握に努める中、継続的な納付相談等を実施することにあります。

したがって、当広域連合では、市町村におきまして、滞納者の生活状況をお聞きしながら、きめの細かい納付相談を通して、必要に応じた適切な短期証の有効期限を設けているものと理解しております。

さらに被保険者との信頼関係を築きながら、当該制度のご理解とご協力を得られるよう、市町村とともに、鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項1の(4)保険料が払えず滞納し、財産などの差し押さえを受けた高齢者は何人いるのか実態を問うにつきましてお答えします。

一般質問関連資料の11ページをお開きください。

平成26年3月末の差し押さえの状況です。

平成25年度の差し押さえの人数は9人となっております。こちらは支払能力があるにも関わらず、再三の納付相談及び納付依頼を行いました。支払いがなかったため、資産を確認し、差し押さえを行う旨を伝え、本人の確認を得て差し押さえを行ったようです。

内訳につきましては、2市1町で滞納者計9人、

預貯金9件、年金1件、差し押さえ金額は、99万6,544円となっております。

次に、質問事項2.障がい認定者の実態について。

(1)65歳以上75歳未満の障がい認定者、被保険者の現状と増減の理由について問う。

(2)後期高齢者医療か国民健康保険か等、選択する理由をどう分析しているのかを問うにつきまして、お答えいたします。

(1)と(2)は関連しておりますので、あわせてお答えいたします。

平成20年4月旧老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度の運用が開始されました。その際、旧老人保健制度で障がい認定を受けた方の多くが、後期高齢者医療制度にしたと聞いております。

障がい認定で加入されている方が、徐々に年齢が上がり、障がい認定としてではなく、年齢到達として、資格取得事由が変わっていくため、結果、障がい認定数が減少しているものと捉えております。

また、障がい認定の申請に関しましては、加入者の世帯状況や所得などによって、保険料や医療給付の内容などが違いますので、現在、加入している保険と比較できるように申請者に情報を提供し、選択していただいております。

なお、障がい認定は任意加入でございますので、障がい認定撤回の申請があれば、いつでも脱退が可能でございます。以上でございます。

(「ちょっと休憩いいですか、数字のところで」と言う者あり)

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時15分 休憩)

(午後1時17分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございます。それでは、再質問を行います。

これまで私の先輩議員の皆さんたちや、この議会の中で、短期保険証の交付状況だとか様々な資料が出されるようになりました。職員の皆さんの

努力にも感謝したいと思います。

今回、またさらに、これまでも質問しているところなんですけれども、改めて私たちこの議会は対象者の皆さんの医療を守る、命を守る責任がありますので、その立場から改めて制度をよくするために質問していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず初めに、被保険者の実態についてですが、差し押さえ件数、人数がわかりました。本人の了解があったということでもありますけれども、高齢者の命にかかわる問題でもありますので、財産権の問題もあります。高齢者の皆さんに対して、納税相談を引き続き各自治体、きっちり行っただいて、できれば差し押さえが発生しないようなやり方をできるだけしていただきたいなということをおまづ指摘をします。

そこで、短期証について再質問ですけれども、先ほどもありました広域連合の方針として2カ月だと、あとは各自治体で納付相談など、実態を知るためにそのようになっているとのお答弁だったんですけれども、自治体によってはばらつきがあるわけです。

そこで再質問ですが、改めて聞きたいと思ひますけれども、2カ月以内の短期証を発行している自治体数と被保険者数を改めて質問したいと思います。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時19分 休憩)

(午後1時20分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答いたします。

議会全員協議会管理課資料②をお開きください。ページは34ページ。1カ月未満の短期被保険者証を発行している自治体が5自治体。2カ月未満の短期被保険者証を発行している自治体が17自治体で合計22自治体です。以上です。

(「被保険者数は」と言う者あり)

失礼しました。被保険者数は122人となっております。

ます。

○議長(島勝政)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

前年度に比べて確かに短期証の皆さんは少なくなっていると思うのですが、ただ、まだ2カ月未満の方々が122人もいらっしゃる実態があります。やはり高齢者にとって大きな負担だと思ひます。

高齢者の皆さんは、何らかの病気にかかっている方が多いわけですから。そして少ない年金から保険料を支払うことがなかなか難しい。でも市役所に足を向くことが、なかなか相談することが本当にできないんだという私たちも相談で市民の皆さんからも声を伺いますけれども、役所に行けなくなって、結局、保険証の未更新になってしまう、無保険状態にもつながってしまう状態になっています。

やはり命にかかわる大問題だと思ひます。そこでやはり私は2カ月以内ではなくて、国保などでも多くの市町村、自治体で短期証、例えば、子どもたちが半年以上の保険証をもらうことができる、そのようなことをこうした後期高齢でもやるべきだと思ひます。

無条件でも最低6カ月の保険証の発行をぜひ行っただきたいと思ひますが、この場合、これまで再三質問もされているわけですが、ぜひ広域連合会長に質問したいと思ひますが、短期保険証の実態、また留め置きだとか、未更新の皆さんがいらっしゃる実態も踏まえて2カ月というのは、高齢者の皆さんに、そのために市役所に来なさいというのは大変酷なことではないでしょうか。生活実態を知るといふのは、とても大切だと思ひますが、2カ月以上、もっと幅を持つようなことを広域連合としても考えるべきではないかと思ひますが、そのへんはどうでしょうか。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答いたします。

現在、1～2カ月未満の方も原則には2カ月証を発行しているということでご理解をいただきました。

と思います。1カ月未満の方の発行理由でございますが、一部市町村では分割納付が守られてない方で、約束が守られるようになれば、期間を2カ月、あるいは3カ月、4カ月と延長するような信頼関係を築きながら、有効期限を設定している方法もとっているようであります。

また、被保険者本人から毎月のほうが管理しやすいということで、市町村に申し出があり、1カ月という期限で保険証を発行されているという事例もあるようであります。以上です。

○議長(島勝政)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

なかなか前回と変わらない、検討を本当にされているのかなという思いでいっぱいですけれども、月々のほうが管理しやすいというのは、本当に少ない金額の中で、どのように生活しようかと、コツコツ考えながらやっている方の実態ではないでしょうか。皆さん頑張っていらっしゃると思うんですけれども、ぜひとも高齢者の皆さんが、毎回そのために役所にくるわけです。本当に大変なことだと思います。

ぜひ引き続きこの実態も改善するために、保険証の6カ月以上の交付ができるように検討も引き続きしていただきたいと思います。

あと、今回、皆さんが本日出した追加資料、後で佐治議員もやるかもしれませんけれども、13ページに「原則の有効期限について何カ月が適切かと考えますか」というアンケートをとられていますが、私はこの「適切」という言葉はあくまでも各自治体の都合であって、医療を受ける被保険者の立場になかなか立てていないアンケートではないかということをまず指摘しておきます。

未更新と留め置きについても、まだまだたくさんあります。この実態把握を自治体ではしているということですが、皆さんのほうには届いているのでしょうか。どのように分析されていますか。再質問です。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

一般質問関連資料の10ページをお開きください。

平成26年5月末現在の留め置きの実態としましては、35件となっております。

主な理由は基地内居住者の被保険者で、郵送しても返戻で戻ってくる、訪問しても保険者証の受け取りの拒否、住所はあるが被保険者は海外に行き渡せないなどの理由があって留め置きになっているようです。

次に、未更新者についてであります。未更新者の239件につきましては、保険者証の発行後、更新に訪れていない被保険者になり、市町村におきましても、できるだけ被保険者の方と接触する機会を持ちたいとさまざまな対応をとっているようです。

しかしながら、なかなか会って相談ができず、被保険者の生活実態等が確認できないということから、保険者証が未更新という形になっていることです。

短期証についても、まず交付はしておりますが、その後、更新されていないというのが実態でございます。

○議長(島勝政)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

なかなか連絡が取れないという方であれば、また細かく対応していただきたいと思われ、未更新者が未更新者留め置きがないようにも、引き続き市町村と連携して頑張りたいと思います。

それでは、時間もありませんので次に進みたいと思います。

減額認定証についてなんですけれども、随分人数が増えました。やはり25年度の職権による認定というのが大変よかったと思うんですけれども、それでも私のところに、那覇市ではないのですけれども、長期入院を終えて実はこういった制度があるんだと後で知ったら、役場のほうでは発行してくれなかった。どうしたらいいんだという相談が最近ありまして、今、相談継続中のものでもありますが、やはりこうした家族の皆さん、本人の皆さん、こういった制度があるということがなかなか伝わっていないんだなというのも、明

らかになっていますので、引き続きその制度を徹底していただきたいと思ひますし、この制度、やはりもっと改正をするべきだと思ひますので、引き続き国へも申し入れをしていただきたいと思ひます。

申請主義では、すべての高齢者が安心して医療を受ける権利はなかなか守れないということは、明らかだと思ひます。

いくら改善をしたからといつても、やはりこうした点で、高齢者にとって厳しい制度であると改めて言わざるを得ません。

もう1つ最後なんですけれども、障がい認定者の実態についてですけれども、年齢加入によって人数がかわつていると言ひましたけれども、医療給付などが違つたとありました。大きな点は何ですか。あと改善は検討されてないのでしょうか。お答えください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいまの質問にお答えいたします。

給付の負担割合の違いということで、高額療養費は、現在、外来で4万4,400円ですが、所得に応じて負担区分が変わっていきます。それと区分の低所得2とか低所得1は8,000円という限度額がございます。その分についても、幾分か給付が変わっております。以上でございます。

(「抜けています。改善の検討をされていますか」と言う者あり)

それは制度上の問題でありますので、国のほうにご理解を求めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(島勝政)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

やはりだれもがこの高齢者医療を選んでも安心して医療が受けられる制度にしないといけないん

ですけれども、これが選ばれていないということは欠陥そのものだと思います。

被保険者を家族から年齢で引き離して、負担が増えるような制度であること、欠陥であると指摘して終わります。

○議長(島勝政)

これをもって前田千尋議員の一般質問を終わります。

次に佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

グスーヨー チューウガナビラ(皆さんこんにちは)。

通告に従ひまして、一般質問を行います。

まず最初に、短期証の発行についてであります。後期高齢者医療制度、それは75歳を境目にそれ以上の皆さん方をひとくくりにした制度であります。

ですから、収入がほとんど年金収入という状況の中で、大変厳しい生活、一般的に多くの報道の中では、お年寄りはお金があるからというのがたくさん報道されますけれども、それは平均的に言うところかもしれませんが、一部の方が数億という多くの金を持って、それを平均すると高くなるというのが状況であります。

だから、一般的には年金あるいは年金がない皆さん方にとっては、本当に収入が少ない、毎日毎日の生活をどうするのかと非常に心配をしているというのがあるんじゃないかなと思ひます。

そういう中で、保険料の支払いが今現実的には年金からの天引きであります。当然、滞納者を短期証という形にもっていくわけですから、その皆さん方は年金が少ないのか、あるいは無年金か、あるいは収入が少ない、こういうことが推計されるわけであります。こういう皆さん方は短期証ということでもありますけれども、短期証の発行は条例に合わせてやっているということですが、国保に準じて、この考え方を取り入れられたと思ひます。市町村の対応でやっていくわけですが、基本的には国保と違つるといふふうに思ひます。そういう面で次の点について質問を行います。

(ア)短期証を発行する理由は何なのか。

(イ)1カ月から2カ月発行が多い理由は何なのか。

(ウ)発行するとしても、6カ月にできないかどうか伺います。

(エ)留め置きがあるが実態について伺います。

(オ)発行方法は個人で役所に受け取りに行くのか、条件によっては自宅まで届けているのか、これを聞きたいと思います。

なぜかといいますと、やっぱりお年寄りには足の確保が十分でない、75歳を超えると当然免許証の更新もできる方、できない方がいらっしゃるわけでありまして、入院あるいは通院という状況の中で、交通の部分などで非常に困っている方が多いわけです。そういう面で、役所に来なさいという、国保と同じような考え方では到底受け入れられないと思いますので、それを含めてどうなのかということでの問いでございます。

(カ)無条件に全員への発行はできないかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

佐事議員のご質問にお答えいたします。

質問事項(1)短期証の発行について。

(ア)短期証を発行する理由はについてお答えします。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第2項の規定に基づき、保険料滞納者との接触の機会を増やし、生活の実態把握に努める中、継続的な納付相談等を実施することにあります。

次に、質問事項(1)の(イ)1カ月から2カ月発行が多い理由は、(ウ)発行するとしても6カ月にできないかにつきましては関連しておりますので、あわせてお答えいたします。

沖縄県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱第3条では、「短期被保険者証の有効期限は原則2カ月とし、納付相談の結果、必要に応じ、別の有効期限を定めることができるものとする」と規定されております。

原則、2カ月としていることにつきましては、当該制度施行当初において市町村とも協議し決定しております。

一般質問関連資料の13ページをお開きください。平成25年2月14日に市町村にアンケートを実施

しましたところ、有効期限が現行の2カ月がよいと考えているのが31市町村、全体の75.6%となっております。

また、1カ月の有効期限がよいと考えるのが9市町村、全体の22.0%となっております。

現行の2カ月の有効期限がよい主な理由につきましては、生活状況を聞き取り、納付計画を立てやすい、納付機会を増やすことにより、収納率の向上につながる。無年金受給が2カ月に1回のため、それにあわせて納付相談がしやすい等がございました。

以上の結果を踏まえ、当広域連合としましては、保険料負担の公平性の確保及び滞納者に対して生活状況の聞き取りや分割納付の履行を促すための納付機会を増やすことにより、収納率の向上が期待できること理由から、現行の2カ月が適切であると考えております。

次に質問事項(1)の(エ)留め置きがあるが実態は。についてお答えします。

一般質問関連資料の10ページをお開きください。

先ほど前田議員にお答えした内容と一緒にありますがよろしく申し上げます。

平成26年5月末現在の留め置きの実態としましては35件となっております。

主な理由は基地内居住者の被保険者で郵送しても返戻で戻ってくる場合、訪問しても保険者証の受け取りの拒否、住所はあるが被保険者は海外にいて渡せないなどとなっております。

表を見ますと、沖縄市で16件、北中城で12件と基地内居住者の多い地区でございます。

次に質問事項1の(オ)発行方法は個人で役所に受け取りに行くのか、条件によっては、自宅まで届けているのかにつきましてお答えします。

短期証の発行方法は、郵送と窓口での交付となっております。

窓口交付を行っている市町村においては、被保険者の生活状況把握や納付相談のため、来所していただいて直接交付しております。

また、短期証受け取りの通知を郵送しても反応のない被保険者がいる場合には、直接赴いて制度の説明、生活状況の把握や納付相談を行っていると考えております。

次に、1の(カ)無条件に全員への発行はできないかにつきましてお答えいたします。

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。収められた保険料1割は、公費5割、現役世代の支援金4割とともに、高齢者の医療費などに充てられる大切な財源であります。制度の運営にあたり保険料の滞納がある被保険者に対しまして、保険料を納付することができない理由につき、何ら納付相談もなく、被保険者証を一律に交付することにつきましては、保険料を自主納付されている被保険者に対しまして、保険料負担の公平性が確保できないと考えております。

仮に、一律に被保険者証を発行すれば、保険料を納付しなくても被保険者証が交付されるため、保険料を自主納付するという原則が損なわれ、モラルハザードを引き起こしかねないという危惧がございます。

したがって、当広域連合では、市町村におきまして、督促状や催告書等の文書発送や電話の催告、臨戸訪問等を通して、滞納者と納付機会をできるだけ多くもっていただき、最初に滞納者の生活実態の把握に努めていただきたいと思いますところであります。

○議長(島勝政)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

再質問を行います。

時間が限られていますので、下のほうからいきます。

まず(オ)の発行方法の問題です。

短期証を発行するという事は、やっぱり滞納しているからであります。滞納ということは、基本的にはあり得ないですよ。ほとんどの人が年金から天引きですから、だから滞納者というのは、年金から天引きされていない、年金が少ない、あるいは収入が少ない人たちが基本であって、ここから見ると人数的にはそんなに多くはないわけです。ただ、そんな多くないことに対して、私がしつこく質問するのは、やっぱり人間一人一人大切にすることと、皆さん方が言っている滞納相談をしやすいために、接触するために、会って

相談をするということですから、皆さん方、本当に実態に即しているのかが大事ではないかと思えます。

年金が少ない人、生活が大変だという人たちに対して、役所に来なさいということ自体が本当に実態に合っているのかということでもあります。

各市町村を見ますと、そんなに多くないものですから、実際に訪問するか、あるいは郵送してそのままやるのか、いろいろな形でできると思えます。

だから、ここは個人で役所に来いということ自体が非常にこれは国保に準じてやっているかもしれないけれども、国保とは基本的に違うということを理解して、そこの関係でやらないといけないと思うんですけれども、もう一度、これは要綱の3条で規定されているからとか、あるいはそういう法律で決められているからということでもありますけれども、そういうことも含めて、変えていく、あるいは市町村に対して、市町村は自分たちの国保のことがあって、国保で一生懸命やっていますから、それと同じような形で、後期高齢者もやるということになるかもしれませんが、それではやっぱり実態が違いますので、国保は、若い人たち中心になっていますので、いろいろな形、条件が違います。

ですから、そこを条件に合わせた形でやっていかなければいけないと思うんですけれども、そこらへんはどう考えるのか、実際に、今実態がわからないとどうしようもないというのがありますから、実態をしっかり把握してもらって、やっぱり役所に受け取りに来てもらうのか、来てもらうとしても足がなければ、子どもや孫に連れて行ってもらうとか、あるいはそういう条件がなければ行けないから、結果的には相談ができない。それで未更新になっていくという条件につながっていると思うんです。そこらへんの実態をしっかりとやるかどうかということで、あとは、その実態に即した形で、要綱とかそれを考えるかどうかということ、そこを聞きたいと思えます。

○議長(島勝政)

森東清正事務局長。

○事務局長(森東清正)

ただいまの佐事議員のご質問にお答えいたします。

原則的なことから申し上げますと、後期高齢者加入者13万人いますけれども、具体的に滞納しているのは2,000人ということで、ただ、全体の1.5%に当たります。先ほど議員がおっしゃったように、残りの98.5%、ほとんど99%の方々はきちんきちんと少ない収入の中から真面目に収めていただいていると。

我々、収納率が毎年毎年伸びて税収が増えているという報告をいたしましたけれども、こうした99%の方々が真面目に収めていることで、我々の財政は安定して運営できているわけでございますので、この方々の信頼を失うということは非常に危険なことだと考えております。

一部の滞納者のために、こうした方々の信頼を失う。先ほど課長から申上げましたように、社会的な公平性、税の公平性、これを確保することは非常に大事なことだと思っております。

この2,000人余りの滞納者の内訳ですけれども、私たち2通りあると考えています。

1つは、払いたくても経済的な事情で払えない方です。もう1つは、払える資力が十分あるのに払わないという、この2種類があると思うんですけれども、我々にとっては払いたくても払えない、経済的に非常に厳しいという方々にとっては、本当に相談を受けながら、きめ細かな、ある意味では分割はどうですかとか、減免できるようであれば減免手続きをしましょうとか、もしくはほかの手続きができないものかという細かい相談をしております。そのために、短期証とかを発行させていただいて、連絡を密にするという理由がそこにございます。

ただ、残りの資力があながら払わない。滞納する世帯の多くは、実は、実態として支払能力があながら、高いから払わないという方がかなり多いんです。ですから、この方々に対しては、ほかの公平性の観点から、市町村も我々も厳しく対応していかないといけないというふうに考えております。

決して99%の方々、まじめに収めている方々の信頼を失ってはいけないと思っておりますので、

そのへんはご理解よろしく申し上げます。

○議長(島勝政)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

確かに信頼を失ってはいけないという部分ですけれども、これは勘違いしているのではないかと私は思います。

短期証を発行している人たち、先ほど事務局長は資力があって払わない人が多いんだと。そういう実態があるのかということで、それが示せるのであれば、私はこういう質問はしないと思います。

私が知っている人、いろんな形で周辺から聞いている中で、こういう皆さん方というのは滅多に私のほうには来ないし、見たことないし、聞いたこともありません。

ただ、病気で大変で収入がないから払えないんだと。

ただ、99%の皆さんも喜んで払っているということではないわけです。年金から天引きされるから、それは当然払いたくないと思っても天引きされますから、自動的に払わされていると、それはあります。

しかし、それは思いとは別に、これは制度をやっていくわけですから、大事なことですから当然払わなければいけないということは、みんな理解してやっていると思います。

だから、そこで信頼を失うというのは、もちろん資力があって払わない人たち、この人たちが多かったですら信頼を失います。

しかし、実際に、金がなくて貧しい人は大変だなと。周辺の人たちは見えていて、こういう人たちからも短期証でやるのかということで、かえってこの部分では信頼を失っていると。役所はこういふことで、人間の大変なものを強力的に強制的に取るのかということで、逆の形での信頼を失っているというのが私は多いというふうに感じているんですよ。だから、そこはしっかりと私が聞きたいというのは、確かに99%は払っていて、短期証というのはわずかですけれども、わずかの皆さん方に対して、周辺の皆様方がかわいそうだ、だけではなくて、いつ自分がそういう状況になるかと

いうのはあります。だから自分がそうなったときに、役所がそういう仕打を受けたら大変だと、いやだという気持ちもあります。だからそれはやってはいけないよというのが今の課題ではないかと思えます。

ですから、やるにしても、交通との関係で役所が遠いとか、近いとかいろいろありますので、実際、そこらへんもう一度実態を、個人が市町村に何回か相談をするために発行するというので、役所に来てもらっているのか、それとも実際に行き渡しているのか、そこらへんの実態は調べたことはないと思うんですけども、調べる考えがあるかどうかです。

○議長(島勝政)

森東清正事務局長。

○事務局長(森東清正)

全国的な実態調査、国保実務という専門書があるんですけど、これを読むと全国的に滞納している方は、所得の高い方が傾向的に多いというふうな情報があったものですから、そういう意味でお話をしているんですけども。

実態については、これから市町村担当者会議と詰めていきたいと思えます。

これについては、詳細には調べて、こういう弱者の方々に対する指導はそれぞれ市町村と相談をしながら検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長(島勝政)

佐事安夫議員。

○佐事安夫議員

国保の実態は、それは確かにあると思えます。私も聞いています。国保はたくさんあります。私の知っている人でも国保は払いたくない、私、病気がないから、何でこんなに高い国保を払うかということと言う人もいます。

しかし、後期高齢者はそれと実態は違うというふうに思えます。そこらへんの違いをしっかりと考えてもらいたい。そこに合わせた形での短期証発行も含めて徴収ということをやってもらいたい。

以上です。

○議長(島勝政)

これをもって佐事安夫議員の一般質問を終わります。

ます。

次に棚原八重子議員。

○棚原八重子議員

皆さんこんにちは。午後のひととき眠くなってもませんか。もうしばらくですので一緒に考えていきたいなと思っております。

私、沖縄市議会議員の棚原八重子と申します。

議会より沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員として選出されてから、もはや2年を過ぎようとしています。その間において感じたことは、後期高齢者医療制度について広域連合の事業内容、そしてまた市町村と連携を密にした事業等々、市議会でもなかなか知り得なかったことが、ここでは皆さんとともに勉強していく中で、ある程度理解できました。

この2年間にわたって、島袋俊夫広域連合会長はじめ島勝政議会議員、そして職員の皆さんにも大変お世話になりました。各市町村の議員の皆さんとともに、たくさん学ばせていただいたことに感謝いたしております。

私になぜそういうことを申し上げたかと申しますと、今期でもって勇退ということを決めておりますので、ここでご挨拶をさせていただきました。

それでは、時間も限られておりますので、早速一般質問に入らせていただきます。

1. 老人保健制度、後期高齢者医療の比較についてであります。

高齢者の医療に関する法律が制定され、実施されたのが平成20年4月でありました。

この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保、医療費適正化推進のために、計画を作成し、高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者の医療費の費用負担を調整するとともに、後期高齢者に対し、適切な医療を行うとして、制度が創設され、国民保健の向上及び高齢者福祉の増進を図ることを目的としております。

このような観点から以下の件についてお伺いさせていただきます。

(1) 加入する医療保険者についてお伺いいたします。

(2) 運営主体・財源についてお伺いいたします。

(3)保険料についてお伺いします。

(4)医療費の給付についてお伺いします。

次に2.健全な財政運営についてであります。

(1)収納率向上に向けた取り組みについてお伺いさせていただきます。

(2)医療費の適正化についてお伺いさせていただきます。

(3)長寿健診についての取り組みについてお伺いします。

(4)滞納者に対する適切なアドバイス及び滞納処分(差押)の実態についてであります。先ほど来、質問があって答弁もありましたので、ここで伺いたいことは、どのようなアドバイスをしているかということだけご答弁をお願いしたいと思います。

次に3.医療費削減効果について、平成23年度から平成25年度までの実績、課題についてお伺いさせていただきます。

市町村においては、人間ドック費用助成事業、鍼・きゅう・あん摩・マッサージ助成事業、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業の保健事業を実施し、疾病の早期発見、予防及び健康保持の増進につなげておりますが、沖縄県後期高齢者医療広域連合として、どのような取り組みをなされているのかお伺いいたします。

以上、壇上から1回目の質問を終わらせていただきます。再質問につきましては、自席からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

ご質問1.老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較についてお答えいたします。

(1)加入する医療保険者についてであります。老人保健制度においては、75歳以上の方は国民健康保険または被用者保険に加入しておりました。

後期高齢者医療制度においては、75歳以上の方は全員後期高齢者医療制度に加入することになっております。

次に(2)運営主体・財源についてであります。老人保健制度においては、市町村が運営主体となっております。後期高齢者医療制度では、都道

府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営主体となっております。

財源の概要といたしましては、老人保健制度及び後期高齢者医療制度とともに、公費負担が5割となっております。

公費負担の内訳といたしましては、老人保健制度においては、国が6分の4、県6分の1、市町村6分の1で、後期高齢者医療制度においては、国が12分の4、県が12分の1、市町村12分の1であります。

残りの5割相当分については、老人保健制度においては、国保及び被用者保険からの拠出金でありました。後期高齢者医療制度においては、国保及び被用者保険からの拠出金が4割で、被保険者が負担する保険料が1割となっております。

(3)保険料についてであります。老人保健制度においては、高齢者か現役世代かを問わず、それぞれが加入する医療保険に保険料を支払い、国民健康保険では世帯主が、被用者保険では被保険者本人が支払義務者となっております。

後期高齢者医療制度においては、被保険者である高齢者一人一人が、広域連合の決定した後期高齢者医療保険料を負担することとなっております。

また、後期高齢者医療制度においては、老人保健制度にはなかった年金から保険料を天引きする特別徴収が導入されております。

次に(4)医療費の給付についてであります。老人保健制度においては、医療機関で医療を受ける際には、国民健康保険または被用者保険の被保険者証と市町村が発行する老人医療受給者証の2枚が必要でありました。後期高齢者医療制度においては、広域連合が発行する後期高齢者医療の被保険者証1枚で医療を受けることができるようになっております。

患者負担につきましては、老人保健制度及び後期高齢者医療制度ともに1割負担で、現役並所得者については3割負担となっており、世帯内で毎月の患者負担を自己負担限度額にとどめる高額療養費制度が設けられております。

さらに、後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金の1年間の合算額が、著しく高額

となり、自己負担限度額を超える場合には高額介護合算療養費を支給する制度を新たに設けております。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

それでは、棚原議員の質問にお答えいたします。

質問事項2の(1)と(4)につきましては、管理課のほうでお答えいたします。

質問事項2. 健全な財政運営について。

(1)収納率向上、(4)滞納者に対する適切なアドバイスをにつきましてお答えいたします。

沖縄県の保険料徴収率につきましては、制度発足当時から全国最下位となっております。

しかしながら、保険料収納率は年々向上しており、市町村職員の努力のたまものと感謝しております。

収納率向上に向けての具体的な取り組みといたしましては、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画を作成し、基本的にその実施計画を参考にして業務を実施するよう市町村へ協力を依頼しているところであります。

また、市町村より毎月の収納率につきまして、報告を求めており、その報告では、対前年同月日も記載していただき、各市町村の収納率の把握に努めております。

さらに、市町村を実施訪問して、収納対策の現状や課題等の聞き取りや助言等を行っております。

平成25年度は与那国町にて実施、助言を行いました。

平成26年においては粟国村を予定しております。

次に、質問事項2の(4)滞納者に対する適切なアドバイスについてお答えいたします。

滞納者に対する適正なアドバイスについては、市町村におきまして、滞納者の生活状況をお聞きしながら、きめの細かい納付相談が行われるものと理解しております。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

事業課から2の(2)(3)と質問事項3にお答えいたします。

質問2(2)医療費の適正化についてお答えします。

医療費の適正化を図るために、第2次広域計画の基本方針として、レセプト点検の充実、レセプト情報等の活用による医療費の分析、また保健事業では、ジェネリック医薬品の利用促進、普及啓発、医療費通知の実施や重複・頻回受診訪問指導事業の実施など、これらの事業を展開し、市町村や関係機関への情報提供に努め、連携・協力しながら取り組んでおります。

質問2(3)長寿健診の取り組みについてお答えします。

市町村と連携し、受診券の発送や健診日程及び受診勧奨に関する広報誌の掲載依頼並びに被保険者へ健診受診の利便性を確保するため、市町村の実施体制を活用し、特定健診やがん健診と同時に集団健診を行っております。

個別健診を拡充するため、居住している市町村の医療機関で、いつでも受けられるような体制づくりを行っております。

また、受診率向上のため、未受診者への受診勧奨通知、市町村との意見交換会及び広域連合が主催する健康教室や、県・市町村・沖縄県老人クラブ連合会などの健康イベントで長寿健診を周知しております。

今後も高齢者の受けやすい健診に取り組んでまいります。

質問3. 医療費削減効果について、平成23年度から平成25年度までの実績・課題についてお答えします。

保健事業の主な事業として、平成23年度から平成25年度に実施した重複・頻回受診訪問事業における効果状況を説明します。

1カ月当たりの効果額は、平成23年度392万2,490円、1人当たりの効果額1万2,613円、平成24年度、869万1,476円、1人当たり効果額3万1,837円、平成25年度、1,063万5,117円、1人当たりの効果額4万6,645円の実績となっております。

課題について、レセプト情報から訪問指導のその後の追跡、自立度や認知症の程度により介護を必要とされるサービスの活用指導、市町村とのスムーズな連携、体制の確率が望まれる。

また、被保険者へ家族から健康管理、社会参加などの支援につなげることが重要であると考えております。

今後も1人1人の健康状態や生活状況を十分に把握した上で、それぞれにあった健康相談をしていきます。以上でございます。

○議長(島勝政)

棚原八重子議員。

○棚原八重子議員

一番最後からいきましようね。3のところなんですけど、先ほどご説明がありました重複であるとか、いろいろ話があったんですけども、かなり効果が出ているんですね。23年度から25年度までの実績は確かにこの資料にありました。そこから伺っているわけですけども、今回、確か26市町村でしたか対象にしておりますけれども、なぜこんなに効果があるのに、26市町村にとどめたのかということをごまかせしてください。

これは医療費削減効果ですね。23年度から25年度までお聞きいたしました。

そして、もう1つは(2)の運営主体・財源であります。これは財源が公費が約5割、そしてまた市町村、これは国・県・市町村ですね。後期高齢者支援金は、現役世代の人の保険料ということが先ほどありました。この現役世代という方々は全体の何パーセントを占めるでしょうか。そしてまた、削減、例えば病院で診察しますよね。1万円の医療給付を受けて、その1割の1,000円を窓口で支払うこととなります。あと残りの9割というのは、先ほど公費で補うということがありました。そしてこの現役世代が本当にどのぐらいの負担をしているかというところをごまかせたいと思います。

そしてもう1つは、保険料についてでありますけれども、均等割であるとか所得割であるとかが出てきました。特にこの均等割のほうで均等割と所得割の合計額だと思えます。そして5割軽減、そしてまた2割軽減だったり9割軽減、上からいきましようね。9割軽減の人、8.5割軽減、そして5割軽減、2割軽減とありますけれども、この内訳なども把握しておられるか。その件もお聞かせください。

そしてあともう1点は、収納率向上でありますけれども、広域連合のほうから市町村に依頼していくわけなんです。この依頼をするときに、市町村は、市民にいろいろ通知したりしますね。こういうものは、いっさい市町村が負担するということになるわけでしょうか。この3点伺わせてください。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度は、本島内26市町村とした理由については、他事業との関連から予算の枠が限られております。

今回、委託業者のほうで、県外福岡県の事業主で、9人の健康相談員の予定であります。そのうち6人は事業所からの派遣、3人は県内からの採用を求めています。なかなか健康相談員の確保が厳しい状況にあります。県内を9月初旬から2月まで対象者を2回訪問します。

そういった意味で、交通費など経費が2倍以上かかることもありまして、今年度の実施状況を踏まえて次年度以降の離島の市町村へ取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

後期高齢者交付金、現役世代からの交付金についてお答えいたします。

現在、平成24年3月末で後期高齢者医療制度加入者数が1,473万人でありまして、88%が現役世代ということになります。

仮に1万円の医療費、その9割ということで9,000円、これの4割の負担となりますと3,600円、これが現役世代からの後期高齢者交付金で賄われているということになります。以上であります。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後2時23分 休憩)

(午後2時26分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

お答えいたします。

長寿健診の受診勧奨費用等につきましては、市町村の共通経費として負担金で賄っております。

それから、収納に関する督促状とか、そういうものの費用につきましては、直接市町村の予算のほうに計上していただいて、そちらのほうから支出しております。以上でございます。

○議長(島勝政)

棚原八重子議員。

○棚原八重子議員

ただいま出ました収納率ですけども、収納率の向上のためのそれは目標値というのは、もっていらっしゃるんですか。これは各市町村が各自で目標を掲げて収納、いろんな形で収納率されるということになるのか。広域連合としてそういう目標があるのかどうか。そして市町村はどのようにその対策をしているのかということをお聞かせください。

○議長(島勝政)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えいたします。

先ほど軽減の質問がございましたので、平成25年度のうちのシステムのほうではじき出した数字がございますので、報告いたします。

9割軽減で3万6,389人、8.5割軽減で2万4,127人、5割軽減で4,305人、2割軽減で1万512人となっています。

次に収納対策に対する目標値ですが、平成25年度の沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画の中にもございます。目標値として平成24年度沖縄県の保険料収納率でございます98.38%を目標としております。以上です。

○議長(島勝政)

棚原八重子議員。

○棚原八重子議員

先ほど、対象者が14万7,007万でしたら、いる中で、現役のほうで3万3,600円支払いをしていると。ご答弁によりますと、そのうちの88%が現役世代でしたね。これは今さっきおっしゃった9割軽減、

それぞれの軽減額が出ましたけれども、これからすると数字は合いますか。

9割軽減、8.5割軽減、5割、2割軽減という数字が出ましたけれども、どうもこの対象者、(時間切れ)

○議長(島勝政)

これをもって棚原八重子議員の一般質問を終わります。

○棚原八重子議員

そこだけご答弁いただいて終わります。

○議長(島勝政)

池原善達総務課長。

○総務課長(池原善達)

先ほど答弁申し上げました88%につきましては、平成24年度の各保険者の加入者数に占める現役世代の割合でございます。全体で1億2,341万人のうち、後期高齢者医療制度の加入が1,473万人ということでございます。これが12%にあたるということでございます。軽減とはまた別でございます。

○議長(島勝政)

以上で通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

○議長(島勝政)

日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出があったとおり、閉会中、継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(島勝政)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づ

き、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長(島勝政)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(島勝政)

これで平成26年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

(午後2時33分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成26年(2014年)8月15日

議 長 島 勝 政

署名議員 銘 苺 良 二

署名議員 宮 崎 豊